

No.811

商工神奈川

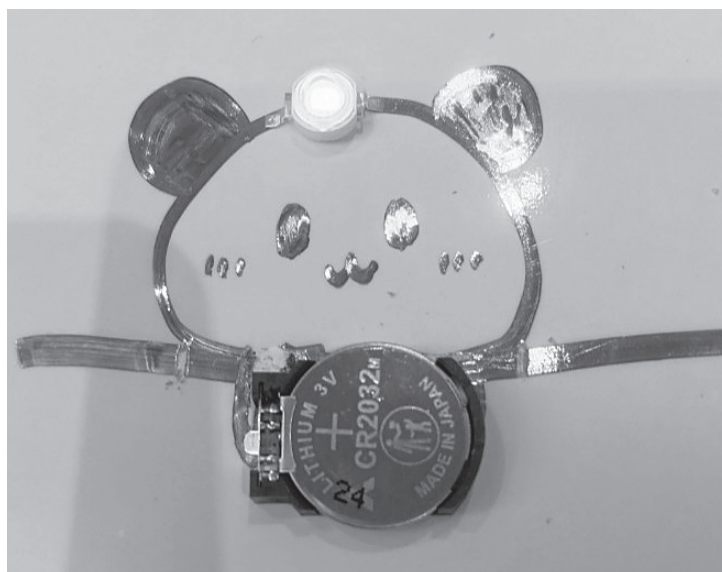
7

2025

「ふしぎなペンで 明かりをつけよう講座」を開催しました

(相模原市印刷広告協同組合)

このイベント内容は8ページに掲載しています! ▶



Contents

〈巻頭〉第77回中小企業団体全国大会への提出意見案	2
〈特集〉育児・介護休業法改正ポイントのご案内	4
神奈川脱炭素大賞・かながわりサイクル製品認定制度のお知らせ	7
組合あてな・中央会トピックス	8
情報連絡員の声	9
組合Q&A	12
今月の逸品・編集後記・情報募集	13



“人を「絆ぐ」・組織を「結ぶ」・地域を「紡ぐ」”

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

第77回 中小企業団体全国大会への提出意見案

本会が設置する専門委員会による協議の結果、第77回中小企業団体全国大会への提出意見は下記のとおりになりました。この提出意見は、関東甲信越静中央会のブロック会議及び全国中央会での調整を経て、全国大会での決議に反映されます。

専門委員会は会長の諮問機関として課題ごとに6つの委員会が設置されており、行政などへの意見要望等について審議しています。

※各委員会の要望については、事前にご協力いただいたアンケート結果を可能な範囲で反映しています。

各委員会個別要望項目

【総合】

1. 製造委託等に係る中小受託事業者が適切な価格転嫁を定着させるため、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底、パートナーシップ構築宣言をした企業へのインセンティブ拡大など実効性の向上と、委託事業者に対して適正な価格で取引を行うよう、指導・監督体制の強化を求める。
2. 官公需受注における公共調達制度(戦略的政府調達)を新たに導入し、長期購入契約の対象の拡大に努めること。
3. 中小企業の生産性向上やカーボンニュートラル等、中小・小規模事業者が直面する諸課題に対応できるよう、中小企業団体中央会等の支援体制を強化し、連携対策予算の確保・強化を図ること。

【労働】

1. 中小・小規模事業者の実態を踏まえた社会保険料対策・雇用・賃上げ・価格転嫁の推進就業調整の要因となっている「年収の壁」について、所得税及び住民税並びに社会保険料の支払い義務が生ずる収入金額を賃金の上昇幅に見合う水準に一律に引き上げ統一額とすること。
2. 外国人材の活躍と外国人技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行の推進
 - (1)地域が連携して外国人材を受け入れるため、企業、自治体、支援機関、教育機関、医療機関等の連携体制を確立すること。
 - (2)中小小規模事業者の外国人材受入・定着に資する「育成就労制度」の具体化を早期に公表すると共に、業界団体と連携した訓練メニューの開発など外国人材向け公的職業訓練を拡充するなど中小小規模事業者の実態に即した受入制度を確立すること。
3. 中小小規模事業者の人材育成・確保・定着対策の強化・拡充
 - (1)教育機関(小、中、高、大学等)と中小小規模事業者、中小企業組合との連携や公的職業訓練機関との連携強化による、中小企業を支える“人づくり”を政策的、省庁横断的に推進すること。
 - (2)中小企業組合を活用した人材育成、技能の確保・承継、リスキリング教育等への支援を強化・拡充すること。

【金融・税制】

1. 部材、原材料の高騰、米国の関税措置等の影響を受けた中小企業に対し、経営改善・再生支援を通じて、資金繰りを改善するための支援策を継続・拡充すること。
2. 団地組合内の再整備・再開発に係る低利融資制度・補助金を創設すること。
3. 中小企業におけるエネルギー価格高騰の影響を鑑み、下記を要望する。
 - (1)ガソリンの暫定税率を廃止すること。
 - (2)生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置を恒久化すること。
4. 円滑な事業承継の実現に向け、事業承継税制の手続きの簡素化及び支援措置の拡充を図ること。

【エネルギー・環境】

1. 中小企業のエネルギー価格の高騰に対する継続的かつ安定的な支援策の実施
2. 中小企業の成長・発展につながる脱炭素の取り組み推進
 - (1)脱炭素・SDGsの達成となる取り組みへのインセンティブ等の各種支援策の充実・強化
 - (2)「エコアクション21」制度への支援の拡充について

【商業・サービス業】

1. 法人格を有する商店街組織に対する支援制度の優遇措置等の拡充について
2. キャッシュレス決済システムの普及推進に向けた、決済手数料の軽減及び取引透明化の促進について
3. 物流の全体最適化に向けた環境整備(適正運賃・荷待ち削減・サービス適正化等)の促進について
4. 中小商業サービス業の事業継続を支える「地域密着型人材確保・定着支援策」の強化について

【工業】

1. 「ものづくり補助金」、「中小企業省力化投資補助金」の仕組みを抜本的に見直し、中小・小規模事業者が申請・利用しやすい制度に改善すること。
2. 中小製造業等の適切な価格転嫁による賃上げ実現のための取組強化
 - (1)中小製造業等がコストの上昇を適切に価格転嫁し、営業利益向上による賃上げを実現させるため、企業物価指数等のエビデンスを活用した価格交渉の促進や、下請Gメンによる実態把握、指導等の取組の更なる強化を図ること。
 - (2)特に価格転嫁が難しい労務費については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿って価格交渉・価格転嫁されるようサプライチェーン末端の取引まで徹底させるとともに、公共工事設計労務単価のように、業種ごとに労務費の実態を示す指標等をエビデンスとして国が示し、当該指標等に基づいた労務費の価格転嫁を促進させること。

～アンケートへのご協力ありがとうございました～

国・県等への「建議・要望」調査及び日産自動車に係るアンケートに短い期間での実施にも関わらずご協力いただきましてありがとうございました。

なお、日産自動車に係るアンケート結果につきましては6月19日付にてご報告資料を送付させていただいております。

今後も皆様から頂きましたご意見、ご要望を踏まえ地域経済活性化のため必要な提言を行ってまいります。ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行い、令和7年4月1日から段階的に施行されています。法の趣旨に沿った制度の整備と利用しやすい職場づくりを進めていただくようお願いします。

①～⑤▶令和7(2025)年4月1日から施行

1 子の看護休暇の見直し

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続 雇用期間6か月未満 除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※ 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

2 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の 範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

3 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

選択する場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)の メニューを追加	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

※ 短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

4 育児のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

5 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

義務

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の 拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数300人超の企業

6 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間 6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

7 介護離職防止のための雇用環境整備

義務

介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

※ i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

8 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

義務

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例：人事部など) ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間) ②労働者が40歳に達する日の翌日(誕生日)から1年間 のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例：人事部など) ③介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能

9 介護のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に**努力義務化**されます。

10 11 ▶ 令和7(2025)年10月1日から施行

10 柔軟な働き方を実現するための措置等

義務

就業規則等の見直し

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- ・事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

選択して講ずべき措置

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

フルタイムでの柔軟な働き方

注：②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります

※ここで言うフルタイムとは、1日の所定労働時間を変更せずに働けるという意味です。

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として(1)で選択した制度(対象措置)に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
周知事項	① 事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容 ② 対象措置の申出先(例：人事部など) ③ 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

11 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

義務

(1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取内容	① 勤務時間帯(始業および終業の時刻) ② 勤務地(就業の場所) ③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、
神奈川労働局雇用環境・均等部指導課(TEL 045-211-7380)へ

改正内容の詳細は



かながわ脱炭素大賞 候補者募集中

神奈川県は、2050年脱炭素社会の実現に向けて、県民や事業者など様々な主体と連携して「オール神奈川」で取り組んでいくため、脱炭素に関する優れた取組を行った個人や事業者、学校等の功績を称える表彰制度「かながわ脱炭素大賞」を令和6年6月に創設しました。

第2回大賞の候補者募集中ですので、ぜひ御応募ください。

●募集の対象(部門)

(1) 普及・促進部門

脱炭素に向けた実践的な普及・促進活動を行った個人や団体で、その功績が顕著で他の模範となるもの。

※原則として、概ね5年以上にわたって継続し、かつ、将来にわたり継続する見込みのあるもの。

(2) 先進技術・導入部門

脱炭素に関する先進的な技術開発や再エネ導入等を行った個人や団体で、その功績が顕著で他の模範となるもの。

※原則として、令和4年度から令和7年度の間に実施されたもの。

(3) ユース未来部門

(1)、(2)の取組を行った30歳未満(令和7年10月1日時点)の個人、学校等又は構成員の過半数が30歳未満(令和7年10月1日時点)の者である団体で、その功績が顕著で将来性を期待できるもの。

※原則として、令和4年度から令和7年度の間に実施されたもの。

●募集期間

令和7年5月28日(水曜日)から7月31日(木曜日)まで

詳細につきましては神奈川県 HP をご確認ください。

お問合せ先

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

企画グループ 電話 045-210-4076

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f530926/datsutansotaisho.html>



かながわりサイクル製品認定制度 募集開始のお知らせ

神奈川県ではリサイクル製品のうち一定の要件を満たしたものを「かながわりサイクル製品」として認定しています。今年度は次のとおり募集を行いますので、製造事業者等の皆様のご応募をお待ちしております。

1. 認定の対象となる製品

主に県内で発生する循環資源を原材料として製造したリサイクル製品、又は県内で製造したリサイクル製品

2. 応募(申請)資格

リサイクル製品を業として製造している事業者、又は製造に関して直接的な管理責任を有している者(法人・個人を問わず申請可能ですが、製品を安定的に供給できることが要件です。)申請者の所在地については、県内・県外を問わず申請可能です。

3. 申請受付期間

令和7年7月1日(火曜日)から7月31日(木曜日)必着

お問合せ先

神奈川県 環境農政局 環境部資源循環推進課 調整グループ

TEL: 045-210-4149

詳細は
こちら



【HP】



「ふしぎなペンで明かりをつけよう講座」を開催しました (相模原市印刷広告協同組合)

6月22日(日)相模原市印刷広告協同組合は相模女子大学と共同で取り組んでいる「電子回路ペン」を用いた小学生向けの講座を開催しました。

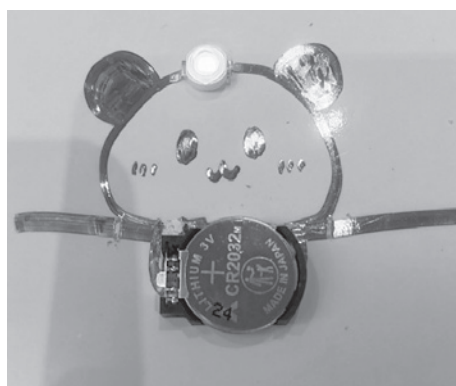
今回の講座は相模女子大学と小田急グループ3社が2025年2月19日に締結した「相模原地域および小田急線沿線の地域価値向上に関する包括連携協定」の連携事業の一環として行われたもので、初の商業施設内での開催となりました。

当日は事前に申し込みのあった小学生とその保護者に対し、相模女子大学の学生が講師となり電気発生する仕組みや電気が流れる仕組みについてわかりやすく解説しました。

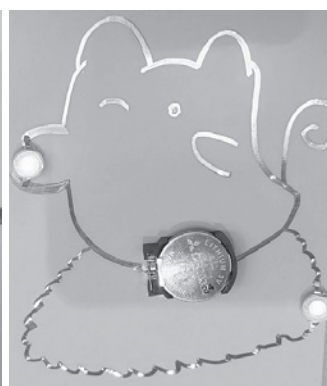
組合の開発した電子回路ペンは、銀が配合された特殊なインクを使用しており、そのペンで引いた線がそのまま回路になる仕組みで、直観的に回路の仕組みを理解することができます。参加した小学生たちは自分たちの書いた回路イラストで電球を光らせるため楽しく試行錯誤していました。



大学生に教わる参加者



参加者が実際に書いた回路



CHU-OUKAI

中央会トピックス

TOPICS

第12回ビジネスマッチングwithかながわ8信金が開催されました

「ビジネスマッチングwithかながわ8信金」は、県内で活動される企業を中心に、新たなビジネス・パートナーを見つけていただくために開催している個別商談会です。神奈川県内の8信用金庫(横浜、かながわ、湘南、川崎、平塚、さがみ、中栄、中南)が主催、本会を始め行政機関が共催で開催しました。

今回は6年ぶりに商談会だけでなくサプライヤー企業が自社製品を陳列する展示ブースが設けられ、受注企業、発注企業、展示企業合わせて約400の企業が参加しました。



オープニングセレモニーの様子



物販ブースの様子

製造業

食料品

パン 関税関連の対応状況について日本経済への影響についてはっきりしないため不安な状況が続いている。

酒造 令和7年4月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比76.55%と下回った。内訳は吟醸酒87.44%、純米吟醸90.45%、純米酒58.38%、本醸造酒75.48%となった。特定名称酒以外の普通酒は対前年比138.28%と上回り、合計で対前年比75.91%と前年を下回る結果となった。

ひもの スーパー量販店関係は、比較的安価な干物は回復傾向にあるが、どこまで好調な受注状況が続くか見通しがつかない。消費が全体的にも厳しい状況が続いている上、直売店のような観光需要の店舗についても厳しい状況にある。原料関係も漁獲状況やコストアップの影響で取引先への値上げ対応が続いている。また、宿泊施設等において主食を米からパン・麺類等へ切り替えているところがあり、干物の受注が減少している。米価格の上昇に加えて宿泊客のうち外国人の割合が増加していることが影響していると思われる。

木材・木製品

家具 どの規模の企業においても経営上の問題点には、原材料価格の上昇とともに従業員の確保、熟練技能者の確保、人件費増加が共通の悩みである。しばらく落ち着いた感があつた輸入木材の在庫が急減、ウッドショックの再来かと懸念が出てきている。経済全般が後退し販売面の悪影響が最も懸念される。技能検定の令和7年度前期の受検者は、家具手加工・五輪で20名、いす張り17名、合計37名と意欲的に技能向上に取り組んでいる。組合では、7月に「第3回よこはま匠フェスティバル」を横浜市役所アトリウムで開催し、組合と組合員の活性化を図る。

印刷

製本 繁忙期も落ち着き、例年程度の動きだった。夏に向けてイベント関係の仕事の動きを期待したい。組合活動は、5月9日に組合総会が行われた。

印刷 紙・板紙の国内出荷は前年同月比0.7%減、3ヶ月連続のマイナス。グラフィック用紙は2.6%減、6ヶ月連続のマイナス。パッケージング用紙は0.2%減、3ヶ月連続のマイナス。主要品種は塗工紙、包装用紙、衛生用紙を除きマイナス。コロナ禍により本格化したDX、ペーパーレスの対策が実施段階に移行しており、広告・事務用印刷を中心に需要が減少している。加えて、需要減と原材料費上昇による用紙・資材の高騰が収益圧迫の要因となっている。印刷会社にとっては新たな収益の柱を作ることが喫緊の課題となっている。一方で、下請法改正案の成立など、中小企業の取引条件改善を政府が後押しする動きが強まっており、手形廃止など支払条件が若干改善の傾向にあるのは好材料となっている。

ゴ化学ム

石油製品 組合員から「半導体需給動向の不透明感が続いている。」及び「造船業界の再編に伴う売上げ減少により、収益が悪化」という情報が寄せられた。

土窯製品

砕石 5月の骨材の出荷は前年に比べ減少したが、値上げにより売上は微増となった。減少の理由の一つには、生コンクリートプラントの土曜日休業が影響している。

鉄鋼

工業塗装 主力の防衛産業分野は好調である。業界としては日産自動車の工場閉鎖の影響がこれから表面化してくると思われる。

工業団地(相模原市) クレーンの製造組立の専門工場及び修理・販売を行っているF社は特に建設機械メーカーの特定修理工場となっており、競合先が少ないため現在は仕事が切れ目なく入っている状況。しかし人材確保は厳しく社員の高齢化に頭を痛めている。

工業団地(伊勢原市) 自動車関連が取引先の組合員は、米国関税や大手メーカーの工場統廃合などの影響で業績悪化に危機感を持っている。

金属製品 先月と同じように大きな変化は見受けられない。人手不足相変わらず足りない状況。ただ、設備投資を考えている企業もある。

輸送機器

艦船製造・修理 先月4月期と比較すると、売上高は増加している。昨年度同月と比較すると約2割減ではあるが、売上げ全体としては順調に回復してきている。大きな要因としては、計画修理が1件のみであり、比較的契約額の安価な臨時修理が多くあつたためと思われる。

その他の製造業

工業中心の複合業種(川崎市) 組合員各社、業種に関わらず受注の増減に波があるが、低い所で安定している。トランプ関税の影響はまだ見当たらないが、アメリカと取引のある企業は、アメリカからの受注が5月から全てストップしている。

工業中心の複合業種(厚木市) 業界・個別企業により売上高・収益に格差が顕著であり、二極化する傾向が見受けられる。中国経済の失速、トランプ大統領の関税施策が今後どう影響してくるか不透明な部分がある。人材確保がさらに困難な状況となっている。県内大手自動車メーカー(日産)製造工場の閉鎖の時期など明確ではないが、影響が大きく懸念される。

神奈川県景況天気図／全国の調査結果はこちら

神奈川県
景況天気図は
こちら

毎月 25 日ごろまでに
前月分を更新します。

全国の
景況情報は
こちら


【5月分】



【過去分】

菓子卸

売上に関しては、先月同様まあまあだったようです。話題に上がるのは、米など主食のための食料品の値上げにより、嗜好品であるお菓子の買い控えが起これるのではないかとことです。

卸団体

売上については、前年同月比で増加となったが、新型コロナ禍以前(5年前)と比較した場合、依然減収している状況。(一部の企業では、5年前対比増収となっている。)取扱商品・販売ターゲットによって、業績格差が顕著に表れている。アフターコロナによる世界的な需要増とロシアのウクライナ軍事侵攻等による原油高、半導体不足、小麦不足等による仕入価格上昇、物流経費増加、更には最低賃金引き上げもあって変動費が上昇し、収益悪化が表れている。現時点では、材料等仕入れ価格の上昇、物流経費増加分を販売価格に一部転嫁実現できた企業もあるが、依然中小企業の大半が転嫁することが厳しい状況。(売上先により格差がある)更に政策金利引き上げによる、借入利息の負担も懸念される状況にある。物価高等の変動費上昇分を売上転嫁できるか否か、特に中小企業の事業継続の鍵を握るものと思慮。

リサイクル(横浜市)

【新聞古紙】

単価対応が遅れたことで4月積みでの数量を十分に確保できなかった韓国勢が、5月積みでは単価対応したことで、輸出市況は国内プレミア付近まで上昇。3月\$223⇒4月\$250⇒5月\$270 輸出原紙の受注や韓国国内での新聞需要が高まっている訳ではなく、韓国国内の回収数量増加時期が過ぎた中で、減少傾向にある国内発生分だけでは需要を賄いきれないことが、再び輸入古紙に対する価格対応を始めた背景にある模様。

【雑誌古紙】

マレーシアとインドネシア向け、いずれも需要減退、価格弱含み。3月-4月にかけての発生期を背景とした輸出数量増加、関税問題に起因するパッケージ需要の不透明感、以上の原因により5月契約に対する需要は減退している。また、需要減退と相対的に安い欧米古紙が原因で、需要家の指値が切り下っており、問屋店頭単価も弱含み。国内メーカーの枠制限もあり全国的に余剰感が出ているが、各問屋は安値を理由に依然として輸出に消極的。仕入れ難航や米中関税協定の発表により、6月以降のドル建て単価反発も念頭に、輸出商社各社は新規販売契約を見合わせており、足元では底値感が出ている。

【段古紙】

ベトナム向けは、\$160-162(3月契約単価)から\$180-182(4月上旬契約単価)まで急激に上昇したが、GW休暇前には\$160-165まで再度下落するという、変化のスピードが速く、幅も非常に大きく、不安定な相場が続いている。海外メーカーにおいても製品販売が芳しくない中、上値が重い中で関税ショックにより製品販売の不透明感が生じたことによって、メーカーは原料調達に対して消極姿勢を継続させている。また4月は一時1ドル=140円まで円高が進行したことにより、円建て単価も大幅に下落する結果となっている。その後、米中の関税協定が発表され、円安へと反転したが、依然としてドル建て売価は断続的に下落しており、円建て店頭単価は大きく変化していない。全体的に輸出玉に余剰感はなく、需給バランスの観点から現在の価格水準で底値感が出始めているが、一方で米国古紙の下落もあり、今後の輸出単価の方向性は不透明感が強い。

リサイクル(大和市)

古紙市況は、国内の紙製品需要低下から、古紙の回収・消費ともにマイナスの状況が続いている。品別では新聞古紙の消費落ち込みが目立っている。本年についても紙製品の国内需要は前年比マイナスが見込まれていることから、古紙の回収減少に歯止めがかからないことが懸念される。鉄スクラップ市況は、国内問屋への入荷は前年比減少が続いており、在庫は低水準である。海外の輸出向けも底入れ感が出ており、全体に様子見ムードとなっている。今後は国内生産動向が注目される。アルミ市況は、自動車業界の販売実績が伸び悩む中、関税問題が絡んだ輸出向けの値引きの動きが焦点となっており、今後は更に多くの紆余曲折が想定される。

菓子 和菓子製造小売が多く、変化はあまりありません。

酒販 商品券の販売については、4月1日のビール類値上げによる新券への切替えがあり、当月は旧券の入替返品があった為、前年対比では大幅減少。4月・5月の2ヶ月では前年並み。使用済商品券の回収は、前月に引き続き前年を2割程度上回り好調。前年より店頭での使用が多くなっていると推測できる。収益状況は、当月単月では商品券販売数が大幅に減少しており悪化しているが、2ヶ月では前年並みとなっている。

電化製品 消費者の多くが考えているのは、物価高の中での生活防衛です。電気店では固定客の大半が年金による収入のため、収入の範囲内で支出を抑えたいと生活防衛をしています。そのような中、熱中症防止のためエアコンは必需品であるとの考えは年々高まっています。電気店としては先々のランニングコストを訴え、省エネモデルの高付加価値商品を薦めるが、低価格モデルになっというケースも多々ある。また、家電商品の購入先は量販店、ホームセンター、通販、ネット等多々あるので価格比較をされやすく、何とか商談が決まって納品直前などに子息、子女を通してキャンセルされるケースも多々見受けられます。年間でも最需要期となる夏商戦を勝ち取るために、固定客との接点活動が重要と考える。電気店の最大の武器は固定客宅へ出向けることだ。点検訪問活動などで突破口を開いていきたい。

書店 最近の書店の動向として、書店は本と人をつなぐ地域の文化拠点にもかかわらず、全国の約15%の自治体(256町村)は図書館も書店もない状態です。東京都教育委員会の2024年度の小・中・高校生の読書に関する調査によりますと、読書をしな理由「読みたい本がない」「本を読むことに興味がない」との結果がでています。これから先、ますます街から書店が消えていくのではないかと思います。

青果(小田原市) 5月になってあれほど高値だったキャベツが、適度のおしめりと寒暖差で甘さが増し美味しくなった上に生産量が増え値は下がり、神奈川ブランドにも指定されている「下中たまねぎ」も農協に搬出できない中小の生産者の荷が市場に出回り地場野菜も増えてきているので、適正な利潤は得られる状況になってきている。

青果(横浜市) 当組合の売上高に関しては、4月まで辛うじて前年比100%を保持してきたが、5月に入り急速に低迷し、前年比を下回り始めた。要因はいくつか思いあたるが、野菜の価格低下や青果物への消費者の購買意欲が薄れ、他の商品や貯蓄等に回っているようにも思われる。組合員の高齢化も然りだが、今後廃業を迫られている店舗も数件あり、組合運営の刷新とコンパクト化を考えていかなければならない時期に来ているように思う。

鮮魚 仕入価格の上昇は続いているが、店頭売価、納入売価への価格転嫁が進まない。物価高騰が進む中では元々単価の高い「魚」はそうそう値上げができないのが現状である。

燃料 経産省エネ庁は、物価高対策の燃料油価格激変緩和対策事業を組み直し、5月22日から新たに定額価格引き下げ措置が実施されました。方向としては、石油元売り会社などに補助を支給するというもの。旧暫定税率が課されているガソリン・軽油は、リッターあたり最初は5円程度引き下げられ、その後毎週1円程度引き下げられ、最大10円まで補助されるというものです。ただし、旧暫定税率が課されていない重油・灯油は5円、ジェット燃料は4円引き下げるといいます。ただ、政府の発表の仕方が、あたかもSS店頭価格が10円下がるという見方が多いかと思われすが、実質的にはリッターあたり5円の石油元売り会社への補助という状況です。しかしながら、末端市況は、一部の業者が9円から10円引き下げ、これに対応するSSが出てきている状況です。

共同店舗 物価高のため、消費が落ち込んでいる。各食料品店舗は販売に苦しんでいる。納品価格が値上げされているので。

タイヤ販売 タイヤの原料高騰により、各メーカーが4月から6月にかけて値上げを発表した。関税の影響も今後出てくることが予想されることから、今回のみならず近いうちにまた値上げが行われるかもしれない。値上げが発表されると駆け込み需要が増える一方で、値上げ後の買い渋りが発生することが不安材料である。値上げ前の駆け込み需要もあることから、GW連休前の5月は例年よりも売り上げが上がった店舗も多かったようだ。賀詞交歓会で生産性向上補助金の講習を中央会の協力を得て行った。今期もこの補助金が行われることが4月に発表され、組合員3社が申請を検討しているとのこと。今後も補助金の申請業務を中央会と連携を図りながら組合員のために支援していきたい。

商店街(横浜市) 5月度は、特に大きな景況の変化は見られませんでした。例年通り、ゴールデンウィーク(GW)期間中には来場者が増加しました。原材料費・光熱費の高騰、食料品や各種商品の原材料費及び店舗運営に係る光熱費の高騰が続いており、各店舗の利益を圧迫しています(米問題等)。

商店街(川崎市) 5月の週末は雨が続いたため客足が伸びず悪天候が売上に響きました。こどもの日のイベントでは、子供向けのワークショップなどで親子連れが来街して楽しんでもらいましたが、翌日はやはり雨で集客も伸びず残念でした。米の高騰によりスーパーはもとより小売店にも影響が出ており、小売店や消費者からは不安の声が聞かれています。

商店街(横須賀市) 5月期も米を含んだ諸物価の高騰が続く消費拡大にブレーキがかかった状況が続く。その中でゴールデンウィークと週末の土・日に大型イベントが多くあり期待したが荒天により中止や1日のみの開催に変更となり、土・日の来街者は伸び悩みとなった。

商店街(横浜市) 米騒動において需要側は安い米(備蓄米を含む)を探しているが、供給側は高い仕入れ値であり値下げも出来ない状況である。需要と供給のバランスが崩壊している。学生のアルバイト採用は好調であると実感。主婦層の採用は現状変わらず。

温泉旅館・ホテル 例年、ゴールデンウィーク後に国内客の若干の落ち込みが発生するが今年は、外国人宿泊者(多くが欧米)の大幅増により月を通して忙しい状況が続いた。

建設設計 建設業界は資材の高騰・人手不足が常態化している。建築予算が設計当初より入札の段階で高騰し入札が一時保留になる物件がでてきている。施工においても週休2日が必要で工期の延伸が発生している。その他、小規模な改修計画は随時、公表されている。

ファイナンシャルプランナー 5月27日に当組合総会を開催。役員全員が交替する。令和7年度はまさに新しい気持ちで業務に取り組む年度としたい。

情報サービス業 モバイルNW関連開発とAI関連業務が増加したため売上が増加した。但し、原価も増加しているため収益増にはなっていない。

柔道整復師 前年同月比で令和7年2月施術分療養費総請求金額は、前年比94.3%という結果。また、3月7日に行われた国家試験結果及び各柔道整復師養成校合格率が発表された。それぞれの学校ごとの合格率もあるが、全体の合格率を記載する。受験者総数は4,513名、合格者数は2,607名、合格率は57.8%という結果となった。レベルが下がったのではなく、合格するのが厳しくなり、優秀な人材確保が行われるようになったのだと思う。学生改革や卒後研修の義務化などにより、より優秀な人材が輩出されてきたのはむしろ喜ばれることだろう。5月の神奈川県内の当組合員だが、やはりコロナ以降の患者さんの戻りが少ないことが多くの接骨院で取り沙汰されており、資金繰りの悪化が多々見受けられるようになってきた。結果、廃業や倒産も多くなってきたが、その勢いは止まりそうもない。

警備業 警備員の高齢化が進み、需要が増える中、若年層が入らず、人材不足による業績悪化が表面化して来ている。

自動車整備 団体交渉の結果が出始めているように感じる。

管工事 年度当初の公共工事の発注は落ち着き、次の発注タイミングまでは減傾向となっている。新設住宅に関しては増加傾向であるが、配管工はやや余り気味との報告が出ており、今までの状況から変化しているようだが、配管工の不足の声は相変わらず聞こえてきているので、今後の状況を見守っていきたい。資機材の価格は引き続き上昇傾向にあり、発注時の価格が適正に計上されていないと経営への影響が懸念される。上水道・下水道とも事故につながる老朽管の調査を各地で行っており、今後の工事への影響を見守りたい。

電気工事 材料の高値、同業者の転廃業

空調設備工事 夏以降後半に向けて忙しくなると思われる。今期は仕事量が少ないが来期より大型物件が動き始めると思う。いまだに人手不足や物価高・工期の遅れが続いており大きな問題となっている。

畳工事 5月は気候も良くなり、一般のお客様の仕事が例年だと出るのだが、本年は非常に少ない。諸物価上昇、特に米の値段が高止まり。お客様の年齢層が年金を受け取っている年代なので、畳替えまで回らないのか。6月入ってボーナス時に期待。当組合の総会も無事終わり、関連団体の総会への出席で忙しい。毎年恒例の畳計供養を5月8日大山にて開催、本年で54回目となる。伝統ある行事が続いてくれることを願う。

道路貨物 4月以降荷量が少なくなっているが、5月に入っても回復の兆しが見られない。今まで堅調であった食料品や建材関連の貨物も含めて、すべての貨物について荷量が減っており、神奈川県内では特に日産の営業不振の影響が大きく、自動車関連部品及び鋼材関連製品の輸送が大幅に減っている。荷量の減少によりスポット運賃も下がっており、原価割れの輸送も多くなってきている。また、営業自動車には144時間の規制があるが、残業規制と改善基準告示の改正により、夜間輸送が余儀なくされる重量セミトレーラーの運行については、長距離輸送において往復輸送等効率的な輸送が難しくなったため、緩和を求める声が大きくなっている。

道路貨物(横浜市)

前年同月比			
地場輸送	△15.0%	長距離輸送	+13.0%
海上コンテナ	+ 5.0%		

燃料価格の低下により収益の改善が見込まれるが、未だに輸送依頼はあるが運転手不足のため対応できない状況にある。日産自動車の工場閉鎖検討のニュースによる影響はまだ輸送に及んでいないが、今後、影響が出る可能性があるため注視していく。

タクシー ガソリン価格の高騰が収益に少なからず影響が出ている。消費税について、暫定税率延長の要望が多く寄せられている。

タクシー(横浜市) 新規参入枠が廃止された15年前より、組合員数の減少が止まらず、15年前と比較すると33%減少しています。令和4年から令和10年までの間、新型コロナウイルスの影響を鑑み、新規参入の特例が設けられていますが、特例枠の人数にも制限があり増加には至っていません。人員減少は、当組合に限らず今後大きな課題となります。

放課後等デイサービス

(1) 解約率の低減と売上の増加
福祉サービス利用者の新規契約数の増加傾向が続き、放課後等デイサービスの運営は安定しています。結果として売上高の増加につながっています。単月では、ゴールデンウィークによる稼働日数の減少による売り上げ減収となりますが、前年度の売上比較は増加になります。
(2) 人材不足の深刻化
業界への新規参入は継続して増えておりますが、業界の人材不足が深刻化しており、一部の施設運営に必要な人員の確保が困難な状況が続いている事により、次の課題が継続して生じています。必要な人員を確保できず、人員配置や職員の配置加算を取得できない施設が増加。その結果、売上が減少している放課後等デイサービスが散見される。このように、感染症の減少により利用者数が伸びて、売上が増加傾向にある一方で、人材不足による経営の安定化を阻む傾向が続いています。雇用人員の増加に繋がりません。

質屋 景況に変化はありません。年初のように急激に入質数や買取数が増えたわけではなく、例年通りの5月でした。業界全体でも、昭和の質屋の暗いイメージを持たない若い世代の客が増えているようです。

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士・税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合

Q

A

第94回



社会保険労務士法人 ことのは
中小企業診断士
山下典明 先生

Q. 労働時間の記録において、気を付けることは何ですか？

A.

1. 実打刻の徹底

● 毎日の打刻習慣が大切

出社または業務を開始したら打刻、退社または業務を終了したら打刻、これらがいわゆる「実打刻」です。その方法は様々ですが、客観的に判断できる必要があります(令和6年の商工神奈川7月号にて紹介)。直行・直帰や出張等、実打刻が難しい場合は、その理由を添えて後日打刻します。

● 勤怠締日に一斉打刻が目立つ

人事労務監査等の機会に勤怠記録を確認すると、実打刻ではなく、勤怠締日にまとめて修正打刻をしているケースが多く見受けられます。その場合、勤怠記録は定刻(例:9:00-18:00)が並ぶことが多く見た目は良いのですが、労働実態としては不自然であり、様々な疑念が生じます(以下例)。

- ✓ 労働時間把握義務の不徹底(労働基準法違反)
- ✓ サービス残業(未払い賃金の発生)
- ✓ 遅刻・早退の改ざん(違反行為、賃金過払い、不公平な勤怠評価)

2. 労働実態と記録の乖離をチェック

● 勤怠打刻の正確性

勤怠打刻により客観的な労働時間の把握が可能になります。しかし、下記事項等があると、その勤怠打刻は正確性が疑われます。

- ✓ 実打刻の不徹底
- ✓ 退勤打刻後の労働
- ✓ 仕事の自宅持ち帰り

● PC ログとの突合チェック

昨今の労働基準監督署による調査やIPO 審査等では、勤怠記録とPCログ(電源ON/OFF)の突合チェックが行われます(簡単に解析ができる専用サービスも近年増加)。乖離が大きい場合、詳しく実態調査が行われます。

● 乖離が大きい場合は要チェック

単なる「PC電源の消し忘れ」「OSアップデート」等であれば致し方ありませんが、それらが毎日続くことはあり得ません。乖離が大きく、その頻度も高ければ、対象者にヒアリングを行うなど、実態調査が必要です。その乖離は「サービス残業」の可能性があり、未払い賃金リスクが日々蓄積されているかもしれません(該当者多数の場合、深刻な事態になりかねません)。なお、大きな乖離とは15分を超える時間と考えることが一般的です(※現時点では法令による定めなし)。

3. 長時間労働の制限(労使協定)

● 36協定の締結

時間外・休日労働を行うためには、労使協定(以下、「36協定」と呼ぶ)を毎年締結する必要があります。実施可能な「時間外労働の時間数」「休日労働の日数・時間数」が決まります(※法令により時間数の上限設定あり)。これにより、過度な長時間労働は制限されることになります。

● 同調圧力による不正確な打刻

上記「36協定」遵守の周知・徹底は、多くの企業で実施されています。しかし、それを遵守するために、形式的な勤怠打刻となるケースがあります。具体的には以下のようなケースであり、不正確な打刻である可能性が高いです。

- ✓ 日々計画的打刻(その後残業)
例: 毎日1.5時間残業、9:00-19:30
- ✓ 勤怠締日に打刻調整
例: 36協定に合わせた労働時間の調整
- ✓ 残業を全てカット
例: 全労働日8時間労働、9:00-18:00

4. 管理監督者に求められる労働時間管理

● 義務化と安全配慮義務

2019年4月施行の働き方改革関連法により、管理監督者の労働時間把握が義務化されました。管理監督者は労働時間の上限規制が適用されませんが、会社には管理監督者を含む労働者の「生命・身体への安全」を確保する「安全配慮義務」があります。通常労働者の月所定労働時間を超える時間が80時間を超える場合には産業医等の面接指導が必要です(※100時間を超える場合は義務)。会社により左右されますが、目安としては月の労働時間が「240時間」を超えるような場合です。

5. よくある事例とリスク

- ☐ 勤怠締日に全て打刻している(実態との乖離が大きくなる可能性あり)
- ☐ 残業がつかないため「9:00-18:00」等の定刻打刻(労働時間が不正確な可能性あり)
- ☐ 毎日実打刻はしているが修正が多い(不要または違法な端数処理の可能性あり)
- ☐ 退勤時のみ実打刻がなく後日修正している(サービス残業の可能性あり)
- ☐ 退勤打刻に45分や60分を加算修正している(休憩が取れていない可能性あり)
- ☐ 36協定の時間外労働「1ヶ月上限」は遵守しているが「1年上限」には違反している
- ☐ 管理監督者の労働時間が過多であり、月所定労働時間プラス80時間を超えている

組合個別
専門相談

● 通常相談は無料、秘密厳守 ●

● 次回日程

◎ 法律・税務・経理・労務

令和7年
8月6日(水)

「zoom」による
オンライン相談
もできます。

午後1時～4時 本会会議室にて

● 電話予約をお願いします。 本会 組合支援部 TEL:045-633-5132

逸 今月の品

『かながわの名産100選』より



#94 横須賀・横浜のこんぶ

潮通しの良い栄養塩豊富な東京湾で生産されている。そのため1年を待たずに出荷できる程成長が早く、風味と味のよい柔らかい早煮こんぶとして有名。昆布巻き、煮物、おでん等の調理用に最適。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。
「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>) でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 文化スポーツ観光局
観光課 国内プロモーショングループ
TEL : 045-210-5767 (直通)

編集後記

先日アンティークの展示会があったのですが、私の好きな分野の出品がすくなくしょんぼり帰ろうかな、と思っていたらドイツ製のぬいぐるみをたくさん出品されている方が！結構話し込んでしまって、出品されていなかったとてかわいいいコリーのぬいぐるみを譲っていただけることになりました！嬉しくてその子用のアクセサリーと洋服を大量に制作しながら到着を待っています。

担当者 K

情報募集

『商工神奈川』に
組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい



お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
情報調査部 TEL:045-633-5134
もしくは組合担当者まで

神奈川県信用保証協会

金融支援
創業支援
経営支援

～夢と未来に向けて～

かながわの中小企業を
応援します



ご利用のメリット

- 金融機関からスムーズな融資
- 事業の成長や経営改善もサポート

お問い合わせ先

ご相談は各支店でお受けしています
右のQRコードを読み取ってご確認ください ▶



LINE



経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
一般扱 (口座振替月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 ISM藤沢6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2023-432 (損保)A-2023-112 (2023.9)
R-2023-1009 (2023.9)

「ともに」を、 あたらしく。



企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。

安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。



商工中金

神奈川営業部 横浜支店 川崎支店 横浜西口支店

〒231-0003 横浜市中区北仲通4-40

TEL:045(201)3952

簡易で即効性のある
省力化投資に

カタログ注文型

補助率
1/2 以下

補助上限額
最大 1,500 万円

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率 3% 向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。



補助率と補助上限額

随時申請
受付中

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な向上を行う場合
5 名以下	1/2 以下	200 万円	300 万円
6～20 名		500 万円	750 万円
21 名以上		1,000 万円	1,500 万円

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が

さらに活用しやすくなりました！

中小企業 省力化投資 補助金

公募要領・詳しい資料は

↓HPへ↓



事業内容に合わせて多様な
設備やシステムが導入できる

一般型

補助率※¹
中小企業 1/2 以下 | 小規模・再生 2/3 以下

補助上限額
最大 1 億円

補助対象となる事業

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率 4% 向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。



補助率と補助上限額

公募回制
詳しくは HP で確認

従業員数	補助率※ ¹	補助上限額	大幅な向上を行う場合
5 名以下	中小企業	750 万円	1,000 万円
6～20 名	1/2	1,500 万円	2,000 万円
21～50 名	以下	3,000 万円	4,000 万円
51～100 名	小規模・再生	5,000 万円	6,500 万円
101 名以上	2/3 以下	8,000 万円	1 億円

※¹補助金額 1,500 万円までは 1/2 以下もしくは 2/3 以下

(小規模・再生事業者)、1,500 万円を超える部分は 1/3 以下。



〒231-0015
横浜市中区尾上町5丁目80番地
神奈川中小企業センター9階
TEL (045)633-5131
FAX (045)633-5139



<https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>



JR 関内駅北口 徒歩 5 分
横浜市営地下鉄関内駅 徒歩 3 分
みなとみらい線馬車道駅 徒歩 7 分